

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和8年1月23日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,777,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		3,761,037	54,237	3,815,274
	3 委託金	297,396	54,237	351,633
歳入合計		45,723,514	54,237	45,777,751

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,086,487	44,071	6,130,558
	4 選挙費	82,447	44,071	126,518
14 予備費		216,138	10,166	226,304
	1 予備費	216,138	10,166	226,304
歳 出 合 計		45,723,514	54,237	45,777,751

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	2 道 路 橋りょう費	道路整備 事 業	765,000	令和6 年度	459,000	773,355	令和6 年度	459,000
				令和7 年度	306,000		令和7 年度	314,355